

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年7月5日

岩手県知事 達増 拓也

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 岩手県水産環境整備マスタープラン作成業務委託
- (2) 履行場所 岩手県沿岸12市町村
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月20日まで
- (4) 業務概要 水産資源の回復・増大を図ることを目的に、近年の海洋環境の変化等を踏まえ、岩手県沿岸域における水産生物の動態や生活史に対応した広域的な漁場整備を推進するための基礎となる「水産環境整備マスタープラン」を作成するもの。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、「令和4・5年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿」の土木関係建設コンサルタント業務に登録され、かつ水産土木を申請業務としている者であること。
- (3) 入札日現在で、次の条件を全て満たすこと。
 - ア ①から③までのいずれかの技術者が3名以上在籍すること。
 - イ ②から④までのいずれかの技術者が2名以上在籍すること。
 - ウ ②又は③の技術者が在籍すること。
 - ① 建設部門の技術士（総合技術監理（建設）含む）
 - ② 技術士・総合技術監理部門（水産－水産土木）
 - ③ 技術士・水産部門（水産土木）
 - ④ R C C M（水産土木）
- (4) 入札日現在で、水産庁が掲げている「水産環境整備マスタープラン」の策定に係る業務を元請として受注した実績を有していること。
- (5) 本業務に、入札日現在において申請者と3ヶ月以上の雇用関係にある者を管理技術者として配置でき、かつ特記仕様書に記載された管理技術者及び照査技術者を配置できること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事、建設関連業

務委託及び物品の製造の請負又は買入れに係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

3 契約条項等の交付場所等

(1) 契約条項を示す場所及び入札に関する問い合わせ先

問合せ先 岩手県農林水産部漁港漁村課 計画グループ

住 所 〒020-8570

岩手県盛岡市内丸10番1号

電話番号 019-629-5828

なお、契約条項等を示す文書及び入札説明書は、岩手県のホームページ（トップページ）>県政情報>入札・コンペ・公募情報>その他の入札情報 からダウンロードすることも可能であること。

(2) 入札説明書の交付期間

令和4年7月5日（火）から令和4年7月19日（火）までの平日午前9時から午後5時まで。

4 入札参加資格に関する事項

(1) この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す申請書及び入札参加資格確認資料を令和4年7月13日（水）午後5時までに3(1)の場所に1部提出しなければならない。

(2) (1)により提出された書類を審査した結果、2の入札参加資格を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

5 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時 令和4年7月20日（水） 午後2時

(2) 場所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁舎 6階 海区委員会室

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額とする。ただし、この一般競争入札への参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。